

中国税務及び 投資情報

価格調整—持分譲渡取引に関する 新しい課題となる可能性

中国税務当局が公共の利益にとって価値ある事例を公開することはごく一般的となってきた。最近公表された持分譲渡に関する事例をみると中国税務局は非居住者企業の持分譲渡益への課税を評価する際に、持分譲渡価格に対して調整を加える傾向が強くなってきていることがわかる。昨年12月からたった数ヶ月の間に価格調整された事例が5件も公表されている(但し、このうちのいくつかは調査がこの期間より早い時点で開始されていると想定される)。さらに2010年に公表された大連のケースを合わせると、これまで6件の持分譲渡への価格調整が行われた事例が公表されている。持分譲渡への価格調整は通常関連者間取引のみに対して行われると考えるかもしれないが、実際は、公表された6件の内の1件は中国税務局が取引実態を調査した上で非関連者間の取引価格を調整したケースであった。

ここでは、公表された中から2つの事例を選んで、そこからどのような影響が今後予想されるかにつき所見を述べる。

背景

本文で述べる2つの事例及びここでは取り上げないその他の事例は、非居住者企業が中国企業持分を異なるロケーション間で直接譲渡し、そのみなし譲渡益に対して源泉所得税が課されるケースにおいて、その譲渡対価が取得原価とイコールもしくは近い場合(譲渡益が得られない場合)には中国税務局はその持分譲渡取引をもはや認めないかもしれないということを示唆している。更に、商業目的及び営業実態を伴わない租税回避目的での持分譲渡に関して、持分譲渡価格の合理性を中国税務当局は重視してきている。

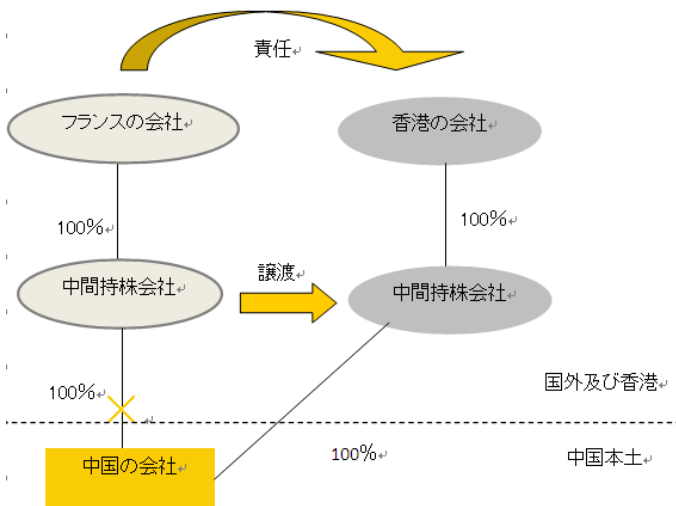
中国税務局による持分譲渡への価格調整に関する上述の事例は全く新しいニュースではない。2010年以前においても、大連国家税務局が租税回避防止に関する調査において、収益還元法を用いて、持分譲渡益を再確定した(以下、「大連ケース」)。これは中国税務当局が持分譲渡価格に対して独立企業間取引原則への準拠性を疑問視した事例として初めて公表されたものである。

この大連ケースと上述の最近公表された事例は、いずれも持分の譲渡価格を調整することで納税義務が生じたということで、これらに特段大きな違いは無いと考えるかもしれないが、これらの違いは、大連ケースは初めて公表されたケースであり且つ中国税務当局が関連者間の持分譲渡取引に対して疑問視し国際的に認められている「収益還元法」を用いて調整したケースであるのに対して、その他のケースは、税務当局がどのように価格調整をしたのかが明確にされていないという点である。以下、2つの事例を更に見ていく。

陝西ケース

「中国税務報」2012年12月5日号において、陝西国家税務局が非居住者企業が所有する中国のセメント企業の持分を100%譲渡したことにより得た譲渡益から、源泉所得税2,268万元を徴収した事例が紹介されている。

取引は下記図の通りである。



注:「中国税務報」においては上述の取引状況に対して詳細な報道がなされていないため、上記の図は他のルートで取得した情報に基づき作成した。当該取引はより複雑で複数の企業が関与している可能性もあるため、上記の図は取引の全体を表しているとは限らない。よって、税金徴収に関連する部分のみ説明する。

事実は何か?

あるフランス企業は中国国外の中間持株会社を通じて、陝西に所在するセメント企業を100%所有していた。2012年6月、陝西省国家税務局は買い手による公告、即ちある香港の上場企業が中国国内のセメント企業100%の持分を取得したことを開示したことで、フランスの親会社とその中国子会社を譲渡したことを認識した。この取引は非関連者間で行われ、且つ関連税務局との口頭によるディスカッションによると、当該取引はディスカウント価格、即ち販売価格が投資コストより低い価格で取引されたとのことであった。

税務局の見解は?

一般的には、非関連者間の譲渡価格は独立企業間価格とみなされるはずであるにもかかわらず、なぜ上述の非関連者間取引を税務局が問題視したのか。それは陝西税務局が当該持分譲渡取引の価格が明らかに同時期における類似産業の取引価格より低い価格であると認識し、当該持分譲渡は、租税回避の目的で行われ、この取引とは別の取引が取り決められているのではとの疑いを持ち始めたことによるものと考えられる。

陝西税務局は持分譲渡契約書を再度読み込み、本当の譲渡対価について調査を行った。その結果、現金形式の譲渡対価以外に、買い手側(即ち、香港の会社)は売り手側が保証した中国会社の債務を引き継ぐことを承諾していたことを知った。(実際は中国会社がこの債務を返済できない場合、売り手側がこの債務を負担する必要がでてくる。)陝西税務局は売り手側が買い手側に転嫁した当該債務の金額は譲渡対価の一部とすべき、言い換えれば、売り手側が当該取引から一定の経済的利益を獲得したとすべきであると考えた。よって、持分譲渡益を計算する際、引いては源泉所得税の計算上転嫁した債務の金額は譲渡価格に含めて計算すべきであると考えた。

企業と税務局の主な相違点は何か？

公開された情報によれば、この持分譲渡取引によって課税対象とすべき譲渡益があったかどうか、又その譲渡益をどのように確定すべきかについて、中国税務当局と売り手側の意見は相違していた。税務当局はこの事例の査定根拠を作成するあたり下記のような異なる側面を考慮していた。

- ▶ 一般的に独立企業間価格とされるべき非関連者間の取引価格についてなぜ疑問視されたのか。

非居住者企業の主な論拠は、当該取引は非関連者間で行われた取引であるため、契約上の取引価格は独立企業間取引原則に該当するというものである。よって、取引価格を持分譲渡収入として譲渡益を計算すべきである。一方、税務局は契約上のその他の条項も考慮した上で、当該取引を通じて売り手側が稼得する全ての現金及び非現金利益を課税ベースとして再確定すべきという異なった観点をとった。

- ▶ どのように取引に関わる非現金対価を確定するのか。

上記の通り、非居住者の売り手側が譲渡対価の一部に含めるべきとされる非現金利益を得ていたとすれば、その後の争点は取引による譲渡益の計算でどのようにこの非現金利益を算定するのかということであった。最終的に、陝西税務局は売り手側が買い手側に転嫁した債務金額を当該取引の持分譲渡対価の追加額として取り扱った。

陝西ケースに関する所見

他の価格調整事例とは異なり、陝西ケースは非関連者間取引で発生したものである。税務当局にとって、非関連者間の譲渡価格の合理性を疑問視することは難しいが、中国企業の持分を直接譲渡した際に、持分譲渡益が生じない場合にはこの取引は容易に税務当局の注意を引くことになる。技術の進歩に伴い、市場の知識を得ること、類似する譲渡取引では所得が生じるかどうかを理解することは税務当局にとってそれほど困難ではなくなっている。当該事例において、税務当局は同時期における類似取引の情報を参考にし、潜在的な譲渡価格問題を見出したものと考えられる。

この件について公開情報では詳細な情報は無いが、陝西税務局が主として企業所得税法及びその実施条例、並びに国税函[2009]698号通達(以下、「698号通達」)に基づき、持分譲渡価格に対して調整を行ったと推測することは不合理なことではない。

企業所得税法及びその実施細則において、企業が獲得する収益は貨幣形式と非貨幣形式といった異なった形式を含むことが特に示されている。そのうち、企業が非貨幣形式で獲得した収益は公正な市場価値に基づき収益額を認識し、課税所得額を算出すべきであるとしている。698号通達において、貨幣形式の収益以外に、持分譲渡価格には、取引を通じて獲得した非貨幣性の資産もしくは現物給付形式での金額を計上しなければならない旨をより強調している。よって、税務局にとって、買い手側に転嫁された売り手側の債務を取引による便益とみなして譲渡益に含めることは不合理なことではない。

一般的に、ある外国企業が別の外国企業の債務の引き受けを同意するに当たり、中国国外で締結及び実施される契約については、当該取引はほぼ間違いなく中国の課税範囲外と考えられる。しかしながら、債務の引き受けが当該持分譲渡取引の条件となっており、持分譲渡取引から切り離すことができない場合、税務局が取引の実態を見た際に、当該債務の移転を持分取引の一部と解釈し、獲得した便益を対価に含めるべきと主張することは不合理なことではない。

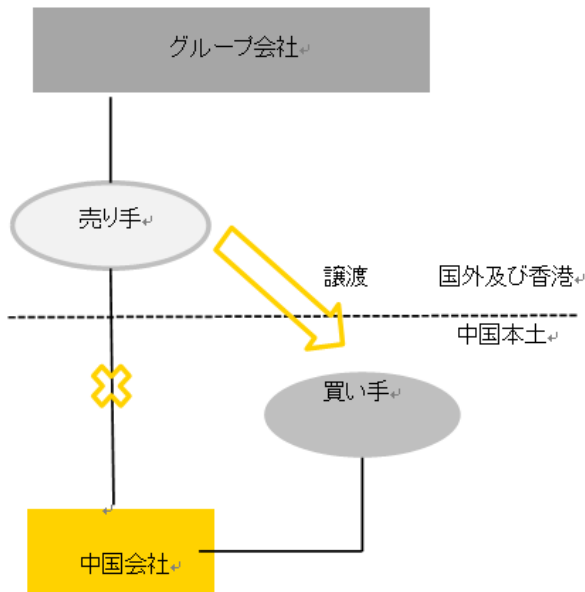
この事例は非居住者による非関連者間の持分譲渡価格に調整を行った初めての公表事例であり、中国税務当局は今後潜在的な価格調整事例に対してもより積極的な姿勢を示すと考えられる。最近の経験では、税務当局は取引の当事者双方の関連性について、その実質性、即ち取引の当事者双方が本当に非関連者なのか疑問視し、独立性を立証できる証明書、例えば、持分構成の説明等の提出を要求してきた。この事例は、税務当局が今後も多角的な観点から詳しく取引を見てくることを明らかに示している。

従って、納税者は取引契約上の条項が与える税務的な影響、即ち現金を伴わない取引条項が潜在的な税務リスクをもたらすかどうかについて注意を払うべきである。この潜在的なリスクを深く理解することは取引当事者双方が適正な価格及び取引条項を設定するうえで有効となるであろう。

四川のケース

『中国税務報』2月4日号において、四川省眉山市国家税務局が関連者間で中国企業の持分譲渡により得たみなし譲渡益に対して320万元の利息とともに3,000万元の源泉所得税を徴収した事例が紹介されている。取引の両当事者は売り手側は国外企業(香港にオフィスを構える英領ヴァージン諸島の登記会社)であり、買い手側は中国企業である。

取引は下記の通りである。



注:「中国税務報」においては上述の取引状況に対して詳細な報道がなされていないため、上記の図は他のルートで取得した情報に基づき作成した。当該取引はより複雑で複数の企業が関与している可能性もあるため、上記の図は取引の全体を表しているとは限らない。よって、税金徴収に関連する部分のみ説明する。

事実は何か？

2010年8月、眉山市国家税務局は日常の税務管理業務を通じて、潜在的な税務事例を発見した。それはBVI企業が所有する中国居住者企業の持分を中国居住者企業に譲渡価格7億人民元で譲渡益を源泉徴収することなく譲渡した取引である。また、国外企業である売り手側は中国居住企業である買い手側と同じグループに属することも発見された。

税務局の視点は？

当該事例で、眉山市税務局は持分の譲渡価格が市場価格より明らかに低く、独立企業原則に則っていないことを示し、この取引を問題視した。眉山市税務局は価格の再評価を行い、譲渡益があるものとみなした。上述の報道では、税務当局が採用する具体的な調整方法を明示しておらず、この点は大連のケース(税務機関は納税調整に関して「収益還元法」を採用することを明らかにした)と異なる点がある。また、税務機関が企業所得税法及び国税発[2009]2号に従って、評価した納付税額に対して利息を徴収したことも注目すべき点である。当該事例の調査時間は2年間(2010年～2012年)に渡るため、未払い利息の金額は相当な額となった。

四川のケースに関する所見

先に取り上げた大連のケースは持分譲渡取引に「収益還元法」を適用して譲渡価格調整を行った初めての公表事例である。国家税務総局はその下部の税務局が関連者間での持分譲渡取引に係る価格の合理性を審査する場合、当該方法を採用するように促すと考えられるが、今のところ何が税務局に採用される一般的な方法なのかについては正式に定められていない。

関連税務当局者とのコミュニケーションによると、これまで当該ケースでは「収益還元法」は採用されていなかった。しかしながら、税務当局は価格を再評価する際には調査対象の中国企業が所有する不動産価値の増加分を主要な調整要因とするとともに製品販売に関する調整後の利益を考慮した(即ち、「収益還元法」の採用を実際は考慮していた)としている。又、税務当局は関連地方政府が公布した不動産の市場価格を参考に資産価値を再評価したとしている。

税務当局は、大連のケースの後「収益還元法」が推奨されているにもかかわらず、この一般的に認められている評価方法である「収益還元法」を採用せずに、従来の資産評価法を採用していることは興味深い。浙江のケースでは、税務当局は持分譲渡価格の調整に際して不動産(当該ケースの不動産は土地である)の市場価格を参考とした。このことから、取引において不動産が主な資産である場合には不動産の市場価格は比較的センシティブな情報と思われる。最近、不動産価格が大きく上昇している状況において、税務当局は当該方法を採用することを合理的と見ているかもしれない。

他のケースと異なり、四川のケースでは納税した源泉所得税の10%近くを占めるかなりの利息が徴収された。このことから、税務当局は企業所得税実施条例に定められている利息の条項を厳格に適用してきていることが窺える。しかしながら、企業所得税法実施条例では持分譲渡に係る利息の計算がいつから起算されるべきかにつき明らかにしていないことは注目すべき点である。四川のケースでは厳格な方法が採用された。即ち、税務当局は税務調査を開始した時期から(調整の結果が出る前から)利息の計算をしていた。税務調査が開始から終了まで2年4ヶ月の長期間を要したため、この多額の利息が生じたということに納税者は留意すべきである。利息計算の対象期間を短くするには税務当局に全面的に協力し、また税務当局と迅速かつ効果的なコミュニケーションをとることが必要である。利息計算の開始時点が明確化されていないことから、追加負担リスクを減少させるにはこのような能動的な税務当局との協議が必要である。



結論

持分の間接譲渡に関する様々な事例の公布に続き、最近の価格調整に関するケースの増加は、持分譲渡をめぐる新たな潜在的課題が発生していることを示している。過去、関連者間での持分譲渡はあたかも一人の人間が資産を片方の手からもう片方の手に移したのと同じであると信じ、原価で持分の譲渡を行うことが当たり前であった。企業所得税法により、持分譲渡取引には時価を採用しなければならないことが規定されたが、市場において実際の運用が異なることもあった。今後より多くの事例が公表されると、税務当局から譲渡価格に関して疑問視されるリスクが増すことになる。会社再編を計画する納税者或いは投資対象を探す投資者は、この新たな動向及び価格の合理性を証明できない場合に生じる潜在的なリスクについて特に留意すべきである。

会社は再編を行う場合、一般的に適用が可能とされる適正な価格設定方法を検討し、その取引形態に最も適合する一つの方法或いは複数の方法の組み合わせを採用すべきである。違う評価方法を用いれば全く違う結果が生じる可能性があるが、最終的には、取引当事者が設定価格の合理性を証明できるようにすることが重要である。取引が優遇措置として課税を繰延することができる特殊再編の条件を満たす場合には、取引当事者はこの優遇メリットを使うべきである。もし特殊再編の条件を満たさず、税務機関から当該価格について質問される場合、税務当局とのコミュニケーションに専門家を起用することを推奨する。

取引契約に現金以外の利益或いは債務の移転につながる条項がある場合には、取引当事者が受ける潜在的な税務の影響について特に留意すべきである。当該条項の解釈によっては全く違う課税を受ける結果となる可能性がある。取引のアレンジを簡易化させるため、関連契約書のレビュー及びその影響への分析を専門家に委託するのが有効である。

最後に、税務当局は利息に関して厳密な適用をしていく可能性があるため、このような潜在的な税務負担の可能性がある場合には、協力的な態度を示すことで税務調査プロセスを早め、寛大な措置を受けるための交渉へつなげることに留意すべきであろう。



連絡先

各地区税务服务主管合伙人

- ▶ 陈翰麟（北京）
+86 10 5815 3397
henry.chan@cn.ey.com
- ▶ 兰东武（天津）
+86 10 5815 3389
alan.lan@cn.ey.com
- ▶ 闫晓光（大连）
+86 10 5815 3226
samuel.yan@cn.ey.com
- ▶ 陈明宇（青岛）
+86 10 5815 3381
andy.chen@cn.ey.com
- ▶ 谭绮（上海 / 武汉）
+86 21 2228 2648
vickie.tan@cn.ey.com
- ▶ 夏燕（苏州）
+86 21 2228 2886
audrie.xia@cn.ey.com
- ▶ 夏俊（杭州）
+86 21 2228 2878
patricia.xia@cn.ey.com
- ▶ 史川（成都）
+ 86 21 2228 4306
chuan.shi@cn.ey.com
- ▶ 陈建荣（广州 / 厦门）
+86 20 2881 2878
rio.chan@cn.ey.com
- ▶ 张凡（深圳）
+86 755 2502 8383
lawrence-f.cheung@cn.ey.com
- ▶ 袁泰良（香港）
+852 2629 3355
clement.yuen@hk.ey.com

各税务专业服务团队主管合伙人

- ▶ 田雯琦（转让定价服务）
+86 21 2228 2115
jessica.tien@cn.ey.com
- ▶ 温志光（人力资本服务）
+852 2629 3876
paul.wen@hk.ey.com
- ▶ 罗伯特·史密斯（间接税服务）
+86 21 2228 2328
robert.smith@cn.ey.com
- ▶ 黎颂喜（国际税务咨询服务）
+852 2629 3188
becky.lai@hk.ey.com
- ▶ 陈子恒（财务交易税务咨询服务）
+852 2629 3228
david.chan@hk.ey.com

大中华区税务服务主管合伙人

- ▶ 唐荣基
+86 21 2228 6888
walter.tong@cn.ey.com

作者-中国税务中心

- ▶ 许津瑜
+852 2629 3836
jane.hui@hk.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で167,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2013 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03002926

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china